

※重要※ 必ずお読みください

注意事項

1 母子健康手帳 No.の確認について

予診票右上に「母子健康手帳 No.」を記載する箇所があり、被接種者が記入するよう、予診票と同時に配布するお知らせに記載しています。高松市母子保健ガイドブックの表紙に記載されている、「母子健康手帳 No.」が、間違いなく記入されているか、医療機関にて御確認いただき、不備がある場合は、記入・訂正をお願いします。

医療機関 → 高松市感染症対策課へ提出用

高松市 2 3 RS ウイルス感染症予防接種予診票

注意 1 対象者：高松市に住民登録がある人（転出した人は、この予診票は使用できません）
妊娠 28 週から 37 週に至るまでの人（妊娠 28 週 0 日から妊娠 36 週 6 日までの人）

注意 2 太枠内だけ記入してください

注意 3 下枠内に高松市母子保健ガイドブックの表紙に記載されている母子健康手帳 No.（6桁）を記入してください

母子健康手帳 No. (6桁)

高松市 母子保健ガイドブック

重要

- 高松市外へ住民票を移した場合は使用できません。
- 香川県外の医療機関で健診を受ける場合は、事前に県外用予診票に交換してください。（詳しくは2ページをご覧ください）

母子健康手帳 No.

交付年月日 令和 年 月 日

保護者の名前

子どもの名前

【注意】母子健康手帳の番号では確認できません



妊娠中の転入出等により、異なる番号が記載されている場合があります。

※接種当日に高松市母子保健ガイドブックを忘れた場合※

予診票を感染症対策課に御提出いただく際、被接種者が予診票に母子健康手帳 No.を記載しているかどうかにかかわらず、医療機関で母子健康ガイドブックにて母子健康手帳 No.の確認ができていないことが分かるように、付箋を貼る等でお示しください。

2 定期接種の開始日について

定期接種の開始日は令和8年4月1日です。

※開始日より前に接種した場合は、任意接種となり、公費での助成は出来ませんので、御注意ください。

3 ワクチンの取扱いについて

RSウイルス感染症定期予防接種で使用するワクチンは、高松市が供給したワクチンを使用してください。医療機関で購入したワクチンは、定期接種として使用できません。

注文方法等については「高松市RSウイルス感染症定期予防接種（母子免疫ワクチン）実施について」の「4 ワクチンの取扱いについて」を御確認ください。